九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

漢時代の田租

紙屋, 正和
九州大学大学院文学研究科史学 : 東洋史

https://doi.org/10.15017/24510

出版情報：九州大学東洋史論集. 4, pp.20-37, 1975-10-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

漢時代の田租

―特に「百一而税」について―

紙屋正和

はしがき

漢時代の田租は、高祖以来収穫高の十五分の一を規定とした。後一時これを増したことがあったが、恵帝即位後また旧に復して十五分の一とした。文帝はその二年（前一七八）および十二年（前一六八）にこれを半減して三十分の一とし、また翌十三年には全廃するに至ったが、その後景帝が即位すると、旧来の田租（十五分の一）の税率を半減して三十分の一と定め、それ以後後漢の光武帝が建国当初しばらく十分の一にしたのを除いて、前漢・後漢を通じて、これが田租の定率となった。こうした理解はつとに定説化している①。ただ文帝の十三年に田租が全廃されたという点については、必らずしもそのようにみるべきでなく、軽度であってもそれを徴収したと思われることが指摘されている②。著者はこの指摘を十分理由あるものと考えている。（そうした点も考慮した上で、以下、文帝十三年の田租の全廃を「全廃」という。）

ところで塩鉄論未通篇に

御史曰、古者制田百歩為畝、民井田而耕、什而藉一、義先公而後己、民臣之職也。先帝哀憐百姓之愁苦、衣食不足、制田二百四十歩而一畝、率三十而税一。惰民不務田作、飢寒及己、固其理也。其不耕而欲播、不播而欲穫、塩鉄又何過乎。

とある③。この記事に見える、一畝二百四十歩制、三十分の一の税については、近年議論が盛んであるが、決して一致をみていない。一畝二百四十歩制の場合、それが国家の制度とされた時期については、戦国時代の秦の商鞅の変法のときに始まるとする理解④、漢の景帝二年（前一五五）に始まるとする理解⑤、武帝のときに始まるとする理解⑥、結局その時期を決定できないとする理解⑦がある。それが国家の税制上におよぼした影響という点については、秦の商鞅の変法に始まると理解する際、それを国家の全体制の変革の一環とみてはいるものの、旧来の税制との直接的対比はなされていない

ようである。一方、景帝二年に始まると理解する際、それを田租が十五分の一から三十分の一に改められたことと関連づけ、景帝の田租軽減は税率の低下ではなく、実体は基準面積の拡大であるとしている。また、武帝のときに始まると理解する際、それと田租の軽減とを関連づけて考察しているようではあるが、一畝二百四十歩制と「率三十而税一」との関連性については言及がない。

筆者は、一畝二百四十歩制の開始と「率三十而税一」とは相関連するものであり、武帝のときに制定された一畝二百四十歩制において畝対象の田租が旧来通りの三十分の一の定率（事実はそれに見合う定額）であったため、その新田租は収穫高の七十二分の一の田租（に見合う定額）となる、と考えている。こうした考えが幸いに大過ないとすると、商鞅の変法時に一畝二百四十歩制が生じたという理解は自ら否定されることになり、その限りにおいて商鞅の変法の意義づけにも影響が生ずる。

筆者の意図するところは、両漢時代の田租を特に屯田制・仮田制との関連性などを問題としつつ、国家体制の一つの端的な現われとして把握するにある。本稿はその第一の作業として、右のような観点から武帝時代の田租について若干の考察を試みるものである。

一　塩鉄論未通篇関係記事の再検討

塩鉄論は昭帝の始元六年（前八一）に行なわれたいわゆる塩鉄会議の記録を宣帝のとき桓寛がとりまとめて著書としたものである。塩鉄会議では全国から推挙された賢良・文学と御史大夫桑弘羊らの有司との間で、当時の内外にわたる諸政策の是非をめぐって討論がたたかわされた。そこで賢良・文学は当時の民間の実情を立論の基礎として、塩鉄専売・均輸・平準などの新財政政策と匈奴戦争とをやめるように主張した。それに対して御史大夫桑弘羊等は、匈奴の脅威が未だ去らないことをふまえて、新財政政策と匈奴戦争を推進すべきことを主張している⑧。

塩鉄論未通篇に

Ⓐ御史曰、（中略）孝武皇帝平百越以為園圃、却羌胡以為苑囿。是以珍怪異物充於後宮、騏驎駃騠実於外廐、匹夫莫不乗堅良、而民間厭橘柚。由此観之、辺郡之利亦饒矣。（後略）

とあり、続いて

Ⓑ文学曰、禹平水土、定九州、四方各以土地所生貢献、足以充宮室、供人主之欲。開壌万里、山川之利、足以富百姓、不待蛮貊之地、遠方之物、而用足。聞往者未伐胡・越之時、徭賦省而民富足、温衣飽食、蔵新食陳、布帛

充用、牛馬成群。農夫以馬耕載、而民莫不騎乗。当此之時、却走馬以糞。其後師旅数発、戎馬不足、牸牝入陣、故駒犢生於戦地。六畜不育於家、五穀不殖於野。民不足於糟糠、何橘柚之所厭。伝曰、大軍之後、累世不復。方今郡国田野有龍而不墾、城郭有宇而不実、辺郡何饒之有乎。

とある。右の「往者未伐胡・越之時」とは武帝が外征を始める前のことをさし、「其後」とは武帝が外征を始めた後のことをさす。この記事に続いて、「はしがき」であげたように

Ⓒ御史曰、古者制田百歩為畝、民井田而耕、什而藉一、義先公而後己、民臣之職也。先帝哀憐百姓之愁苦、衣食不足、制田二百四十歩而一畝、率三十而税一。惰民不務田作、飢寒及己、固其理也。其不耕而欲播、不播而欲穫、塩鉄又何過乎。

とある。ここでまず問題となるのは、Ⓒの「先帝」が誰をさしているのかということである。従来一般にこれは武帝をさすと考えられてきた。近年伊藤徳男氏はこの「先帝」を、武帝の前の景帝をさすものであるとする新説⑨を出された。それに対し、平中苓次氏は塩鉄論にみえる「先帝」という語の用法二十八例のうち、右を除く二十七例はすべて武帝をさしている。それだけに、これだけが景帝をさすと考えるのは無理のように思われる、としておられる⑩。平中氏はその説明を未通篇の内容自体に求めておられる。長文であるが、以後の考察に大きく影響があるので、次に平中氏の文章を掲げ、塩鉄論にみえる「先帝」が右の問題となった一例を含め、すべて武帝をさすことを確認しておく。

伊藤氏が引用された御史曰くの文は、未通篇の第三節（Ⓒに該当する一筆者注）に当るもので、その前にある第一節（Ⓐに該当する一筆者注）の御史曰くの文、第二節（Ⓑに該当する一筆者注）の文学曰くの文を通読すれば、この第三節において御史が言うところの「先帝」が誰であったかは、自ら明らかになってくる。すなわち、第一節で、御史が、孝武皇帝（武帝）が百越を平らげ羌胡を撃退して辺郡を拡げ、遠方の物産をもたらして中国人民の生活を豊かにしたことを賞賛したのに対し、第二節で、文学の士は、古えの聖天子の禹王のときには国内をよく治めたので、蛮貊の辺地や遠方の物産を待たないで其の用が足り百姓が豊かになったことを述べ、また、武帝が胡・越を伐つ以前の、文帝・景帝の世および武帝の初年には、徭役や賦税が軽減され人民の生活が富み足りていたのに、その後武帝がしばしば外征の師を起すようになると、六畜は家に育たず、五穀は野に殖えず、民は糟糠にすら事欠く有様となり、そのため昭帝の今の世になっても、天下の郡国では、田野に隴はあっても墾されず、

城郭に室宇はあっても空虚のままであると荒廃の状況を述べ、御史が言うような領土拡張の利益など何があるものかと反駁しているのである。そこで、第三節で、御史は論鋒をかわして国内政治の問題に触れ、あの上古の聖制とされる井田・什一の法に比し、「先帝」が行なった田制・税法はむしろそれよりも優れた仁恵の政治であったのに、しかも飢寒に苦しむ民があるというのは、それは、彼らが怠けて農作に精励しないからであると強弁しているのである。以上の討論の経過から察すれば、塩鉄論未通篇第三節に言う「先帝」が武帝を指すものであったことは疑問の余地はない。もし、仮りにこれが景帝のことであるとすれば、御史の発言の内容は全く無意味になってしまうのである。

さて、筆者は平中氏の右の論述は十分肯定できると考えるが、同氏がそれに続いて

ところで、御史が此の論争において、上古との比較を試みて、「先帝」すなわち武帝の名を挙げているのは、「先帝」が田制や税法の改定を新たに行なったと言う程の意味ではなく、「先帝」の時に、百姓を憐愍する趣旨の下に、現にこのような田制・税法が行われていたではないかと指摘しているまでのことである。そのことは、「先帝」との比較において引例された上古の井田・什一の法について、「古えは、田を制して、百歩を畝となし、民は井田して耕し、什にして一を藉る。」と往時の制度内容を説明しているのと同様である。御史が、「先帝、百姓の愁い苦しみ衣食足らざることを哀憐し、」と言っているのは、実は、「田を制して、二百四十歩にして一畝とし、率ね三十にして一を税す。」という武帝のときの畝制や税法が、上古の聖制と伝えられる井田・什一の法に比べ、遙かに仁恵の政であったことを言うための一種の修辞に他ならない。すなわち、御史が、「先帝」の時の畝制が二百四十歩一畝であったことを指摘しているのは、井田制における私田百畝の地が百歩一畝制のそれであったことと比較する意味で、わざわざそのことを言っているのであるが、これは、全く無意味な比較論であって、一種の詭弁に類するものである。此の場合、本質的な相違は授田制の有無ということにあった筈であるが、御史は意識的にその事をそらしてしまって名目的な畝制の広狭を問題としているのにすぎないのである。このような討論のかけひきを巧みに描写して読者の興味をそそっているのが、塩鉄論の著者桓寛の筆致の非凡な点である。

としておられる点は首肯しがたい。すなわち、平中氏は井田制と一畝二百四十歩制との本質的な相違が授田制の有無にあ

るとしておられるが、御史はここでは専ら税率の相違を問題にしているのであって、耕作する田の「所有」権の相違を論じているのではない。さらにいえば、そこでは「古者」と「先帝」以来の時期とを対比し、「古者」の什一（十分の一）の税の時にあっても、農民は公事を先にしたが、今はそれに比べて遙かにゆるい田税を負わされているにもかかわらず、惰けて田作に務めない、（そうした次第であるから、塩鉄が農民を苦しめるといったことは、凡そ論ずるに足りない）、としているのである。これに対する文学の応酬も、現実の農民の負担を論じているのであって、そこに武帝の時以後の私田を購求する費用などは全く問題にしていない。つまりそれは本来授田の有無などを捨象した議論なのである。こうしたことを考えると、平中氏の理解は、その論争自体とずれのあるものとされよう。さて、この際改めて注目すべきは「制」という表現である。こうした「制」は、国語巻六斉語に斉の桓公が参国の改革をした時のこととして

管子於是制国、五家為軌、軌為之長。（後略）

とあり、漢書巻二十八地理志下に

（秦）孝公用商君、制轅田、開阡陌、東雄諸侯。

とある際の「制」と同様に、「きまり（規定）を作る」ということであって、「ある規定が以前から継続している」というものではないのである。つまり、「古者制田百歩為畝」とあるのは、古え（先王）が規定を作り、田百歩を一畝と定めたということであり、「制田二百四十歩而一畝」とあるのは規定を作り（改めて）田二百四十歩を一畝としたということである。「先帝」が武帝をさす以上、この記事は自ら武帝のとき新制として一畝二百四十歩制が生じたのを意味することになろう。

二　前漢紀の関係記事の再検討

塩鉄論未通篇の御史の言に「先帝哀憐百姓之愁苦、衣食不足、制田二百四十歩而一畝、率三十而税一」とあるが、武帝がただ一畝百歩制を一畝二百四十歩制に改めて、新畝制のもとで実際の収穫高の三十分の一の田租を徴したのに過ぎないのであれば、それは百姓を「哀憐」したことにならない。それだけに、その点は別の観点からの考察を必要とすることになる。

ここで前漢時代の具体的な田租の徴収方法についてみてみよう。すでに吉田虎雄氏が、塩鉄論未通篇に

文学曰、（中略）田雖三十而以頃畝出税、楽歳粒米狼戻而寡取之、凶年饑饉而必求足。

とある文学の言の検討を通じて明らかにされ⑪、平中氏もそれに賛同されている⑫ように、前漢時代にあっては、あらかじめ一畝あたりの平均収穫高を算定し、それに相当する田租

額を決定し、これを田租の定額として徴収していたのである。このような田租徴収方法が武帝のときに存在していたこと、武帝が一畝百歩制を一畝二百四十歩制に改め、かつ「率三十而税一」であったことが百姓を「哀憐」する所以であったこととをあわせ考えると、武帝は旧畝制のもとの一畝あたりの田租の定額をそのまま新畝制のもとの一畝あたりの田租の定額としたと理解される。かくて、新畝制のもとでの「率三十而税一」とは、ほぼ収穫高の七十二分の一に見合う田租を徴収したということになる。〔補注1〕

武帝のとき、こうした極端に低い田租が生じたことを物語ると思われる史料には、前漢紀巻八孝文皇帝紀の十三年（前一六七）の条に、「六月、詔除民田租」とあるのに続いて

荀悦曰、古者、什一而税、以為天下之中正也。今漢民或百一而税、可謂鮮矣。然豪強富人、占田逾侈、輸其賦太半。官収百一之税、民収太半之賦。官家之恵優於三代、豪強之暴酷於亡秦。是上恵不通、威福分於豪強也。今不正其本、而務除租税、適足以資富強。

とあるのがあげられる。この記事はかつてほとんど問題とされることがなかったが、近年平中氏がこれをとりあげられた⑬。筆者は同氏の慧眼に敬服するが、しかしその史料の取扱いには遺憾ながら従いがたい。

さて平中氏は右の記事をとりあげたのち、

文帝の田租免除の恩恵が、地主的土地所有者たる豪富の民のみに及び、これらの地主に太半の賦（収穫の三分の二の小作料）を納めて耕作する貧困な農民には何ら利益するところがなかったと言う荀悦の議論は、前漢の文帝のときにすでに土地の兼併集中が行われ、地主的土地所有が支配的であったとする考え方に立っているもので、この点において彼は誤解していたように思えるのであるが・・・・・

としておられる。ここには検討を要する点が二つある。その一つは文帝のとき、すでに土地の兼併が盛んであったかどうか、あったとすればそれは武帝以後に比べてどのような状態であったかという点であり、他の一つはそもそも右が専ら文帝十三年の処置をさしているのかどうかという点である。まず初めの点についてであるが、漢書食貨志上に、前漢末の哀帝の世に、師丹が文帝のときのことについて

孝文皇帝承亡周・乱秦兵革之後、天下空虚。故務勧農桑、帥以節倹。民始充実、未有併兼之害。故不為民田及奴婢為限。

と述べたのを記している。平中氏はこの記事によって、文帝の時代には未だ土地の兼併集中は支配的ではなかったと理解されているようである。ところで漢書食貨志上に、文帝のときの晁錯の上言をのせているが、その中で晁錯は商人が農人

の土地を兼併し、農人が流亡するに至っていることを指摘している。前引の師丹の言は、前漢末に前漢一代の大勢を述べたものであるが、かくて文帝時代に兼併がなかったとしているのは、のちのちに比較してのことであったと理解すべきであろう。

次にあとの点についてであるが、ここで問題としたいのは前漢紀の記述自体である。前漢紀の撰者荀悦については、後漢書巻六十二荀悦伝に

悦字仲予。（中略）霊帝時、閹官用権、士多退身窮処。悦乃託疾隠居。時人莫之識。唯従弟彧特称敬焉。初辟鎮東将軍曹操府、遷黄門侍郎。献帝頗好文学。悦与彧及少府孔融侍講禁中。

とあって、その学識などについて略述している。彼の撰した前漢紀は両漢時代の歴史を見る際両漢書と彼此参照して用うべき力作である。現行の前漢紀（四部叢刊本など）には文字の誤りが間々みられるが、右の「百一」という点には記事全体の構成からみて問題はなかろう。こうしたものであるだけに、荀悦が「百一」の田租が出現したとする点は、これを信用すべきである。さて、田租の全廃ということ（表現）は、たとえそれが極めて小さい率であるにしても、田租が存在するということとは異質のものである。そうすると、右の「百一」の田租は一体どのように理解すべきであろうか。その解答は前漢紀の記載方法自体の中に求められる。前漢紀にある事項について「荀悦曰」とある場合、それは必らずしも常にその事項についてのみ述べたものではなく、時としてはそれと関連あるものの方に重点がある記述が見受けられる。右の「荀悦曰」の記述もまたそうした線に沿うもので、全体として文帝十三年の田租「全廃」に重点をおいたものではないと思われるのである。いまその点をとりあげてみよう。前漢紀には右の記事に続いて

夫土地者、天下之本也。春秋之義、諸侯不得専封、大夫不得専地。今豪民占田、或至数百千頃、富過王侯。是自専封也。買売由己、是自専地也。孝武時、董仲舒嘗言、宜限民占田。至哀帝時、乃限民占田、不得過三十頃。雖有其制、卒不得施行。然三十頃、有不平矣。且夫井田之制、宜於民衆之時。地広民稀、勿為可（ママ）也。然欲廃之於寡、立之於衆。土地既富列在豪強、卒而規之、並有怨心、則生紛乱、制度難行。由是観之、若高帝初定天下、及光武中興之後、民人稀少、立之易矣。就未悉備井田之法、宜以口数占田、為立科、限民、得耕種、不得買売、以贍民弱、以防兼併。且為制度、張本、不亦宜乎。雖古今異制、損益随時、然紀綱大略、其致一也。

とある。この記事の文字には若干誤りがあるようであるが、そこで荀悦は以下のような見解を述べていると考えられる。

「今」は古え（春秋以前）と違い、豪民は数百千頃にのぼる土地を占している。前漢時代、かつて占田を限定しようとしたけれども、それはついに行われなかった。ところで古えの井田の制は、民衆が少なく、土地が広いときには行ないやすい。それだけに両漢にあっても、前漢の高租や後漢の光武帝のときにそれを設ける機会があった。しかしついにそれを行なわなかった。今は民衆が多く、また豪民が数百千頃を占める状態で、（文字通りの）井田制は行ないがたい。しかしそれにしても何らかの対策をとるべきである。よって口数を以て田を占めるのを制限し、土地の売買を禁じ、以て土地兼併を防ぐべきである。そうすれば、ほぼ大綱において古えの井田制に合致するものとなろう。（この際、その口数による占田制限の具体額は不明である）。

このようにみてくると、「今漢民或百一而税」とある「今」は後漢末を指し、少なくとも前漢の文帝の十三年の田租「全廃」のときをさしているのではないのが察せられる。いま右の考察結果を、荀悦の申鑑巻二時事篇の議占地の条の記事によって補強しておく。そこには――線の部分にほぼ相当する文章が

Ⓐ諸侯不専封。Ⓑ富人名田踰限、富過公侯。是自封也。
Ⓒ大夫不専地。Ⓓ人売買由己。是専地也。

とある。このうちⒶとⒸとは、――線の部分と対比すると「春秋之義」であり、ⒷとⒹとは「春秋之義」と懸絶した現状を述べたもので、――線の部分の「今」以下と相応ずる文章である⑭。これは前漢紀文帝十三年の条の「今」が荀悦の生きた後漢末をさすことを自ら物語っている。

なお、前漢紀には右にあげた記事に続いて

本志曰、古者、建歩立畝、六尺為歩、歩百為畝、畝百為夫、夫三為屋、屋三為井。井方一里。是為九夫、八家共之、一夫一婦受私田百畝・公田十畝。是為八百八十畝。余二十畝以為廬舎、出入相交、佇望相接、疾病相救。民受田、上田夫百畝、中田夫二百畝、下田夫三百畝。歳更之、換易其処。其家衆男為余夫、亦以口受田、如此。士工商家受田、五口乃当農夫一人。有賦有税、税謂公田什一、及工商衡虞之人也。賦謂供車馬兵士徒之役也。（後略）

とある。この「本志」はいうまでもなく、漢書食貨志のことである。これは、荀悦が漢書を十分にこなした上であえて「百一」の田租のことを記したのを察せしめるところがあろう。

かくて荀悦は後漢にあっても「百一」の田租が行われているとしていることになる。こうした見方ができるとすると、いま問題としている記事は、平中氏の説かれるように文帝の十三年の処置をさしているとはいえなくなる。ところで前漢の景帝のとき以降後漢末まで田租が三十分の一であったのは

改めて述べるまでもないところである。従って荀悦はこの三十分の一の田租のうち武帝のとき一畝二百四十歩制になって以後の田租を「百一」の田租としていることになる。この「百一」と算定される基準は当然「古」の一畝百歩制時のものとすべきである。それだけに塩鉄論未通篇に、武帝のとき一畝二百四十歩の制になったとあるのは、右の基準に照して、その時七十二分の一の田租になったのを意味する。「百一」の田租は必らずやこれをさしているのであろう。ここには七十二分の一と百分の一との差があるが、これは後者が前者の成数を示したものとして理解されるであろう。「補注2」

なお、後漢書巻四十九仲長統伝に、仲長統がその昌言損益篇で

> 不循古法、規為軽税、及至一方有警、一面被災、未逮三年、校計寡短、坐視戦士之蔬食、立望餓殍之満道。如之何、為君行此政也。二十税一、名之曰貊。況三十税一乎。

といっているのを記している。これは後漢末の田租があまりにも低いのを非難の意をこめて述べたものとされようが、右にみたところから、それがむしろ当然であるのが理解されよう。

さて、宋の周密の斉東野語巻一漢租最軽の条には、

> Ⓐ自井田之法廃、賦名日繁、民幾不聊生。余嘗夷考、在昔、独両漢為最軽。非惟後世不可及、雖三代、亦所不及焉。
>
> とあり
>
> Ⓑ以武帝南征北伐、東巡西幸、奢靡無度、大司農告竭。当時言利者、析秋毫、至於売爵、更幣、算車船、租六畜、告緡、均輸・塩鉄・榷酤、凡可以佐用者、一孔不遺。独於田租、不敢増益。
>
> とあり、
>
> Ⓒ雖至季世、此意未泯。

とある。Ⓐは両漢時代の田租がひどく軽かったことを大観したものである。Ⓑは武帝の時、外征のため、さまざまな形で税収増加を図ったが、独り田租だけは益さなかったことを述べたものである。Ⓒは、以後それが両漢を通じて変らなかったのを述べたものである。これは後人の見たところであるけれども、その流れを適確につかんでいるものといえよう。

三　一畝あたりの収穫高

平中氏は、前漢時代田地三等制が行なわれていたことは確実と思われることを論じておられる⑮。これは妥当な見解と思われる。以下、そうしたことを頭において、前漢時代の田一畝あたりの収穫高を瞥見し、以て前節までの考察を補強する。ただし当時の一畝の広さ、ますめなどに画一性を欠いだことが考えられるが、今姑くそれを捨象する。漢書食貨志上

に、戦国時代の魏の李悝の言を記して

今一夫挾五口、治田百畝、歳収畝一石半、為粟百五十石。

とある。これは一畝百歩制のとき、一畝あたり一石五斗の収穫があったのを示している。これは戦国時代のことであるが、同じく漢書食貨志上に晁錯の文帝への上言を記して

今農夫五口之家、其服役者不下二人。其能耕者不過百畝、百畝之収、不過百石。

とある。これは文帝のとき、一畝百歩制において、一畝の収穫高が一石であるとしているものである。これらは一畝百歩制において一畝あたりの収穫高が一石ないしそれを上まわる程度であったのを示しているとされよう。こうした場合、その田は、中等のものを基準としたものであろう。

さて管子巻十五治国篇には

常山之東、河汝之間、蚤生而晩殺。五穀之所蕃熟也。四種而五穫。中年畝二石、一夫為粟二百石。

とある。羅根沢氏の『管子探源』は、右で漢の文帝の諱を避けて「恒山」を「常山」と改称していることから、右の記事を漢の文帝以後のものと認めている。ここでは「蕃熟」のところの中年（平年）の一畝あたりの収穫高を二石としているだけに、これは一畝百歩制のときのものとすべきである。かくて右は文帝以後武帝が一畝二百四十歩制を施行するまでの間のものとして読むことが可能であろう。

さて史記巻二十九河渠書に、武帝のとき、河東太守の番係が渠を開通することを献策して

穿渠引汾、溉皮氏汾陰下、引河溉汾陰蒲坂下、度可得五千頃。五千頃、故尽河壖棄地。民莢牧其中耳。今溉田之、度可得穀二百万石以上。

と述べている。ここではその予想収穫高は一畝あたり四石以上となる。この計画は実行に移されたものの、予想通りの成果をあげることはできなかったが、皇帝に対する具体的な建議であるという性格上、その一畝あたり四石以上という収穫高はほぼ当時の実情を伝えたものと考えられる。また准南子主術訓に

夫民之為生也、一人蹠耒而耕、不過十畝。中田之獲、卒歳之収、不過畝四石。

とある。この四石という数量は中田（中等の田）の一畝当りの収穫高である。准南子は周知のように、武帝のときの准南王安がその賓客に編ませたものであるから、右の一畝当りの収穫高は自ら武帝のときのこととされよう。また、後漢書巻四十九仲長統伝に昌言の損益篇を引いて

今通肥饒之率、計稼穡之入、令畝収三斛、斛一斗、未為甚多。

とある。仲長統は一畝あたりの収穫高を三石（＝三斛）とし、それに対して什一の税をもって石ごとに一斗、つまり畝ごと

に三斗の田租を取ってもさして多くはないとしている⑯。これらは武帝在位中、一畝二百四十歩制となり、それに応じて一畝あたりの収穫高が三石ないし四石程度になっていたこと、およびそれが後漢末に至っても変りなかったことを物語るのである。

右に瞥見したところは、自らいままでの見解をささえるところがあろう。

四　田租軽減の背景

前節までに、景帝二年以後両漢時代の田租は三十分の一であったが、武帝のとき一畝百歩制から一畝二百四十歩制に改められたため、以後田租の率は三十分の一といっても、実際には収穫高の七十二分の一となり、荀悦はそれを「百一」と称していることを述べた。それでは、両漢時代の田租は何故にこのように軽減されていたのであろうか。本節ではこの点について若干の私見を述べる。

両漢時代はほとんど匈奴との対立抗争に終始した時代でもあった。それだけにその税役制もまた自らそれと関連する。いま、その点を文帝時代の田租・算賦・徭役について瞥見してみよう。文帝のとき、晁錯は文帝に上言し、天下の富民に粟を塞下に入れさせ、その者に爵を与えるべきことを説いたが、それは採用された。ついで晁錯は再び上言し、辺境保塞に五歳分の糧食が、郡県に一歳分の糧食がたくわえられたら、農民の田租を除き、勧農の効果をあげることができると説いた。文帝はそれに従い、その十二年に田租の半ばを免じ、十三年には田租を「全廃」することをうち出している。また、漢書巻六十四賈捐之伝に

（前略）捐之対曰、（中略）至孝文皇帝、関中国未安、偃武行文、則断獄数百。民賦四十、丁男三年而一事。

とある。これは文帝が人頭税である算賦（一算で百二十銭）を三分の一に減じ、更卒・正・戍辺の役の合計一年九十日の徭役を三年に一度にしたのを示している。（後者の場合、一年ごとの計算をすると、旧来の三分の一、つまり三十日の徭役日数となる。）この処置が文帝の十一年に天下の民を募って塞下に徙し、屯戍の事を省き輸送の費を寡くしたことと深く関連しているのに間違いはなかろう。右に示されているところが果して全面的に事実であったかどうかという点、とくに徭役がその通りであったかどうかという点は、田租「全廃」の実情に鑑み、いささか疑問が残るが、何れにしても文帝のとき、北辺への徙民、輸送の費の省減と相応じて算賦・徭役の大幅な減少があったのがわかる。ただし、匈奴の脅威侵寇は文帝のとき（・次の景帝のとき）にも決してなくなったわけではない。こうしたことは、右の田租の「全廃」、算賦・徭役の減少がたとえ形式的であっても存続することを許さず、

やがて「旧」に復すべきことを示唆する。果して、漢書食貨志上に

孝景二年（前一五五）、令民半出田租、三十而税一也。

とあるように、景帝のとき改めて田租を三十分の一に復している。（明証を示すことはできないが、算賦・徭役もこの前後に旧に復したのではないかと考えられる。）

以上瞥見した文帝の一連の政策は、農民の税役が対外対策、とくに対匈奴対策によって大幅に左右されることを察せしめるに足る。このことと、先にみた塩鉄論未通篇の文学と御史とのやりとりとをあわせ考える時、両漢時代の田租が軽減され、武帝の時以後収穫高の七十二分の一になったということも、対外対策、とくに対匈奴対策との関連のうえに理解すべきではないかということが推測される。

さて、武帝は親政を始めると、従来の和親的な対匈奴対策を改めて、積極策をとるようになった。武帝の対匈奴対策の変化はいろいろな影響を漢の国家にもたらしたが、その点について史記平準書に

及王恢設謀馬邑、匈奴絶和親、侵擾北辺。兵連而不解、天下苦其労、而干戈日滋。行者賫、居者送。中外騷擾而相奉、百姓抗弊以巧法、財賂衰耗而不贍、入物者補官、出貨者除罪、選挙陵遅、廉恥相冒、武力進用、法厳令具。興利之臣、自此始也。

とある。馬邑の謀とは、漢が元光二年（前一三三）に北辺の雁門郡馬邑県の城外に貨物を積み、交易をすると詐って匈奴の単于をおびきよせ、これを討とうとしたことをさす。この事件を契機として漢と匈奴との対立が激化し、一連の匈奴征伐が始まり、北辺防備も強化されたのである。右は匈奴征伐・北辺防備（以下、匈奴征伐・北辺防備を含めて匈奴戦争という。）のために庶民が兵士（徭役として徴発される）に徴発されて苦しんだことと、それが国家財政を窮乏させ、財政増収政策がとられるに至ったこととを示している。

まず第一の点についてであるが、匈奴戦争にあたった兵士は（下級職業軍人を除くと）大部分が全国の庶民が戍辺の役に充てるべく徴発されたものである。当時の庶民の大部分は農民であり、その限りでは人的な面で匈奴戦争を下部でささえていたのは農民であったといえる。この戍辺の役に庶民は原則としてはまる一年就役し、そののち十一年間は就役しないのであるが、事実は就役が一年をこえることも多かったと考えられる。その間就役者は生命の危険にさらされ、郷里に残された家族は労働力を奪われて、生活の窮乏に苦しんだ。また塩鉄論執務篇をみると

賢良曰、（中略）若今則徭役極遠、尽寒苦之地、危難之

処、渉胡・越之域。今慈往而来歳旋。父母延頸而西望、男女怨曠而相思。（中略）故一人行而郷曲恨、一人死而万人悲。

とある。この記事は戍辺の役にともなう就役者・家族の苦痛を「人情」の面から述べたものであるが、こうした点は就役者の生命の危険、家族の生活条件の変化を頭において理解すべきものであろう。

なお、漢書昭帝紀の元鳳四年（前七七）の条の如淳注に、民衆に戍辺の役の義務があったことを述べた後に

此漢初因秦法而行之也。後遂改易、有適、乃戍辺一歳耳。

とある。これは秦から漢初までは庶民は戍辺の役に就く制度があったが、のち謫兵による戍辺一歳の制がそれに代ったとしている。いまこれに該当すると考えられる謫兵の事実を探すと、塩鉄論撃之篇に

文学曰、（中略）其後保胡・越、通四夷、費用不足。於是興利官、算車緡、以訾助辺。贖罪告緡、与人以患矣。甲士死於軍旅、中士罷於転漕。仍之以科適、吏徴極矣。

とある。この甲士は事実上戍辺の役に出ているもの（下級職業軍人を含む）、中士は更卒として軍需物資の輸送に就いている者である。ここに見える科適は、漢書武帝紀の天漢四年（前九七）の条に

発天下七科謫及勇敢士。（後略）

とある如く天下の七科の謫を発したことをいう。ところで、塩鉄論には「これに仍ぬるに科適を以てす」とあるから、天漢四年に謫兵の制ができてからも、農民の戍辺の役は依然として存続していたとすべきである⑰。

なお、両漢時代、徭役に就く者は、その就役中の糧食を国家から支給されていたが、郷里と就役地との往復の諸経費は必らずしもそのすべてが国家から支給されていたのではなかった。漢書巻四十八賈誼伝に、文帝六年（前一七四）、淮南王国が廃されて郡にされた後のこととして

今淮南地、遠者或数千里。越両諸侯、而県属於漢。其吏民徭役往来長安者、自悉而補中道衣敝（応劭曰、自悉其家資財、補縫作衣）、銭用諸費称此。其苦属漢、而欲得王至甚。遁逃而帰諸侯者、已不少矣。

とあるのによると、少なくとも往復の際の衣料、雑費は自弁であった。（その際の糧食については今後の検討を要する）。いま試みに淮南の地と長安との間の往復にどれ位の日数を要したのかその概数を求めてみよう。前漢時代の淮南の地は清時代の江南省鳳陽府付近にあたる。読史方輿紀要によって鳳陽府と西安府との間の距離を求めると、一九六五里となる⑱。唐六典巻三戸部の条によると、唐時代の陸上歩行一日の行程は五十里である。唐時代と清時代とでは標準尺には大きな差異は認められない⑲から、鳳陽府と西安府との間を陸上歩行

すると片道約四十日程度の日数を要したことになる。この日数は漢時代でもほぼ同様であろう。かくて漢時代、淮南の地と長安との往復に約八十日を要したことになる。この間の負担は、衣料だけをとりあげても、貧民にとって大きなものであったといえる。それだけに、賈誼伝にみえるように淮南郡の民は、かかる負担のない諸侯王国へ逃亡したのであろう。こうした負担の点は北辺防備に就く者の場合も同様であったであろう。そうすると淮南から北辺防備に行くような場合にはその苦痛がさらにひどかったことになる。

さて、元光二年（前一三三）の馬邑の謀を契機として始まった匈奴戦争の結果国家財政は窮乏し、財政増収政策が図られた。いまその点をやや詳しくみていこう。まず最初に、元光年間（前一三四～前一二九）に売官・贖罪が行なわれた。ついで元光六年（前一二九）に車算の税が新設され、商人の軺車一台につき一算（一二〇銭）が課されることになった。また元朔二年（前一二七）頃には売官、元朔六年（前一二三）には贖罪と売爵（武功爵）が行なわれ、売爵による収入は三十余万金にのぼった。元狩四年（前一一九）には、一般人の船・軺車に一算、商人の船に一算、軺車に二算をかけるという税が新設され（商人の軺車の場合、元光六年の車算の増税といえる）、同時に、従来賃算として国民の財産評価額一万銭につき一算が課されていたのを改めて、商人は評価額二千銭につき一算、工人は評価額四千銭につき一算が課されることになった（ただし農民は従来通り評価額一万銭につき一算が課されていた）。これを算緡銭という。同年には塩鉄専売も施行された。また元狩六年（前一一七）になると、算車船・算緡銭の申告に不正があった場合、その告発を奨励するという、告緡が行なわれることになった。元鼎二年（前一一五）には塩鉄専売が全国的に施行され、均輸も施行され、翌元鼎三年には再び告緡が行なわれた。元封元年（前一一〇）には平準が、天漢三年には酒専売が行なわれた。右のほか、年代は不明であるが、武帝の時代には馬・牛・羊に課される算馬牛羊、三歳から十四歳までの男女を対象とする人頭税的な口銭が新設されている⑳。

武帝時代の民衆は右にみた新税のほかに、両漢時代を通じ民衆が負担すべきであった田租・算賦（成人一人当り一算）・更賦をも負担した。ところで武帝時代の政策を通観した際商人にくらべ農民の「生活安定」が図られているのが注目される。まず新設の税の場合、算車船についてみると、商人の軺車には二算が課されており、農民の二倍になっている。また財産税についてみた際、算緡銭が施行されると、商人は財産評価額二千銭につき一算、工人は評価額四千銭につき一算を納めなければならなくなった。しかし農民は旧来通り評価額一万銭につき一算を納めればよかった（賃算）のである。

なお、算馬牛羊の場合、武帝の次の昭帝の時代に代田法㉑が施行された時、農民で牛を持つものの少なかったのが指摘されている（漢書食貨志）が、蓋し算馬牛羊は現実の問題として比較的富裕な農民への税となっていたのであろう。ただ、それが特別に農民を苦しめたという史料は管見に入らない。いずれにしても事実上農民を対象にこうした新税が設けられたのは確かであるが、問題はより大きな視野からみなければならない。すなわち、武帝時代商工業者に対してはさきにふれたように、農民よりはるかに重い税を課したほか、塩鉄酒専売・均輸・平準の施行によって商工業利潤から締め出したにもかかわらず、**農民に対しては、新税を設ける場合にもできるだけその負担を軽くするように配慮していたのである。**

以上のようにみてきた際、次のように結論づけることができよう。国家は匈奴戦争を遂行するために大幅な税収増加を図らざるをえない状態にあったが、農民は匈奴戦争を戦闘力・輸送力の面で直接ささえるものであっただけに、税収入の増加は主として商工業者に対する重税によってまかなうことにし、農民に対しては、最低限の生活を保証し、流亡を防ぐ手段を講ぜざるをえなかった。それは田租軽減の背景をなすと考えられる㉒。なお、災害時に農民の流亡を防ぐために国家は農民に振恤を行なっている㉓が、これも右に通ずるところをもつ。

ところで、いままでとりあげてきた田租の軽減は、一方で豪民・豪族の勢力増強を促進するところがある。したがって、この点への配慮がないのならば、およそ田租軽減そのものももつ意味内容も定まらないであろう。よって最後にその点にふれておく。

漢書食貨志上には、武帝のときになされた董仲舒の上言をのせて

> 又言、古者税民、不過什一。其求易共。（中略）至秦則不然。（中略）田租口賦塩鉄之利、二十倍於古。或耕豪民之田、見税什五。故貧民常衣牛馬之衣、而食犬彘之食。（中略）漢興、循而未改。（下略）

とある。ここでは、古えの庶民の税負担は収穫高の十分の一に過ぎなかったが、秦になると、田租のほか口賦・塩鉄関係の負担も加わり、その総額は古えの二十倍になった。庶民の中には豪民の田を仮作（小作）している者もあり、その仮（小作料）は収穫高の十分の五にのぼっていた。こうした事態は前漢時代になっても変っていない、と述べている。右の上言で董仲舒が現状批判を秦時代に託してなしていることは従来指摘されている通りである。それだけに、武帝の時代、国家が収める田租の率は三十分の一（実際には七十二分の一）であっても、仮作民は土地所有者に十分の五の仮を納めていたとされよう。漢書食貨志上には、さらに新の王莽のことと

して

下令曰、漢氏減軽田租、三十而税一。（中略）而豪民侵陵、分田劫假。厥名三十、実什税五也。

とあり、董仲舒と同様の指摘をなしている。また前漢紀には、既に第二節で引用したように

然豪強富人、占田逾侈、輸其賦太半。官収百一之税、民収太半之賦。

とあり、国家は百分の一の田租（実際は七十二分の一）を収めているに過ぎないが、庶民は豪強富人に太半（三分の二）の賦（仮のことであろう）を納めていると述べている。

これらの記事から総合的に判断すると、国家が収める田租の税率は三十分の一（武帝以後は実際には七十二分の一）であるが、仮作民はその田土の所有者に十分の五ないしは三分の二の仮を納めていたことがわかる。田租を納めるのは生産者かあるいは田土の所有者かという点をめぐって論争があるが、筆者は田土の所有者が納入したとする平中氏の説㉔が正しいものと考えている。そうすると広大な土地を所有する豪民は収穫高の十分の五ないしは三分の二の小作料を自らが収め、収穫高の七十二分の一を田租として国家に納めていたことになる。かくて田租が軽減された結果、一段と大きい恩恵を受けたのは広大な土地を所有する豪民であったとされよう。

小結

漢時代に田租が軽減された実情およびその背景は、以上述べた通りである。

ところで田租の軽減と密接な関係を持っていたのは匈奴戦争であった。匈奴の勢力には消張があるが、しかし、匈奴を含む西北方の異民族の脅威は、一般的に両漢時代を通じて去らなかった。また、豪族は後漢に入ってから牛犁耕の普及とともに質的に強化される。こうした中で軽減された田租をどのように位置づけるかということは、屯田制・仮田制の問題の追求との関連において、筆者が今後とりあげねばならないことである。

（末完）

註

① 吉田虎雄氏『両漢租税の研究』、平中苓次氏「漢代の田租と災害による其の減免」（『中国古代の田制と税法』）など。

② 越智重明氏「前漢時代の徭役について」（法制史研究25）

③ 本稿で用いた塩鉄論は郭沫若氏『塩鉄論読本』から引用した。

④ 例えば米田賢次郎氏「二四〇歩一畝制の成立について」（東洋史研究26の4）。

⑤ 伊藤徳男氏「二四〇歩一畝制施行の意義」（東北大学教養部文科紀要4）、「二四〇歩一畝制の起原」（集刊東洋学2）。

⑥ 吉田虎雄氏前掲著書、宇都宮清吉氏「僮約研究」（『漢代社会経済史』）、浜口重国氏「中国史上の古代社会問題に関する覚書」（『唐王朝の賤人制度』）。

⑦ 平中　次氏前掲論文。

⑧ 塩鉄会議・塩鉄論については西嶋定生氏『秦漢帝国』（『中国の歴史』2）など。

⑨ 伊藤徳男氏前掲「二四〇歩一畝制施行の意義」。

⑩ 平中苓次氏前掲論文。

⑪ 吉田虎雄氏前掲著書。

⑫ 平中苓次氏前掲論文。

⑬ 平中苓次氏前掲論文。

⑭ 漢六朝時代、ⓐⓑⓒⓓという順序を持つ文章でⓐがⓒにかかり、ⓑがⓓにかかることは別に珍らしいものではない。（越智重明氏前掲論文）

⑮ 平中苓次氏前掲論文。

⑯ 畝収に関する史料として、平中苓次氏前掲論文、伊藤徳男氏前掲「二四〇歩一畝制の起原」では本稿で引用したもの以外をも引用しておられるが、その内容は本稿の考察で述べたところと相反するものではない。

⑰ 以上の記述で徭役に関するものは越智重明氏前掲論文による。

⑱ 読史方輿紀要によると、鳳陽府と帰徳府の距離は五二〇里（巻二十一鳳陽府の条）、帰徳府と開封府の距離は三一五里（巻四十七開封府の条）、開封府と河南府の距離は三八〇里（巻四十八河南府の条）、河南府と陝州の距離は三〇〇里（巻四十八陝州の条）、陝州と西安府の距離は四五〇里（巻五十三西安府の条）で、都合一九六五里となる。なお、同書巻五十帰徳府の条では帰徳府と開封府の距離を三五〇里、同書巻四十七開封府の条では開封府と河南府の距離を四二〇里としており、したがって鳳陽府と西安府の距離は都合二〇四〇里となるが、いま、仮に少ない方の数値をとった。

⑲ 唐時代の標準尺によると一尺は三一・一センチメートル、清時代の場合は三二センチメートルで、ほとんど差がない。

⑳ 以上の点については史記平準書、漢書食貨志、加藤繁氏「漢代における国家財政と帝室財政との区別並に帝室財政一斑」（『支那経済史考証』）、吉田虎雄氏前掲著書、平中苓次氏『中国古代の田制と税法』、拙稿「漢代刺史の設置について」（東洋史研究33の2）。

㉑ 代田法については西嶋定生氏「代田法の新解釈」（『中国経済史研究』）。

㉒ 両漢時代、無田の農民も多数あったと考えられるが、田租の軽減は彼らにとっては恩恵とならない。しかしわずかな土地をもつ者にとっては大きな恩恵となっていたであろう。

㉓ 災害があった時には国家は庶民への振恤を行なっている。漢書食貨志下によると、元狩三年の水災に関して

其明年、山東被水災、民多饑乏。於是天子遣使虚郡国倉廩、以振貧。猶不足。又募豪富人相假貸。尚不能相救。乃徙貧民於関以西、及充朔方以南新秦中、七十余万口、衣食皆仰給於県官。数歳貸与産業、使者分部護。冠蓋相望、費以億計、県官大空。

とあり、まず皇帝が使者を派遣して郡国の倉を開いて貧民に振貸させている。これは武帝時代の振恤の一つのパターンとなっている。しかしこの時には振貸だけでは足りなかったために、国家は豪富の民を募って「仮貸」させ、それでも完全には救済できなかったために、貧民七十余万口を新秦中に徙している。

㉔ 平中苓次氏前掲論文。

〔補注1〕戦国時代から六朝時代にかけては、田租は畝を対象として賦課されていた。このことは前漢の景帝の時に田租の率が三十分の一に定められた後も同様である。本文では、この点を前提として、論じているが、そのことをここで改めて確認しておく。

〔補注2〕越智重明氏の御教示によると、後漢末、曹操は袁紹を滅した後令を下して

其収田租、畝四升、戸出絹二匹・綿二斤而已。他不得擅興発。

とあり田租の額を畝ごとに四升と定めている（三国志魏書巻一武帝紀建安九年九月の條の裴注所引の魏書）。次節で述べる所からも明らかなように、この頃の一畝当りの収穫高は三石～四石であったと考えられるから、この田租はほぼ「百一」に相当する。